



知的財産権の出願をした
区内中小企業者のみなさま！

国内における

出願費用等を最大 **20万円** 補助します！

世田谷区知的財産権取得支援事業補助金

補助金額

20万円 又は 補助対象経費の1/2
のいずれか低い額

補助対象
経費

- ①特許料 ②登録料
- ③その他手数料や弁理士費用等

先着
12件
(予定)

補助対象

令和6年度以降(令和6年4月1日)に出願したもの
※詳しくは裏面をご覧ください。

ご利用の流れ



出願



申請



交付
決定



請求



補助金
交付

HPは
コチラ



申請方法などの詳細は
裏面をご覧ください！

補助制度の内容

補助対象となる知的財産権	令和6年4月1日以降に特許庁へ出願し、かつ、申込み時に出願が完了している知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権） ※複数をもとめて申請可能ですが、同一の出願に関して補助金を受けられるのは1度限りです。また、前年度に本補助金の交付を受けている場合は対象外です。
補助対象者	以下の全てに該当する方 ①中小企業基本法に定める中小企業者である。 ②区内で引き続き1年以上事業を営んでいる。 ③区内に事業所を有し、かつ営業活動等の本拠となっている。 ※事業所とは、法人にあっては本店又は支店の登記があること、個人にあっては主たる事業所があることを言います。バーチャルオフィスは対象外です。 ④住民税及び事業税を滞納していない。 ⑤知的財産権の出願人である。 ⑥同一の出願について、国、他の地方公共団体、公益団体等から助成金等の交付を受けておらず、かつ受けることがない。 ⑦前年度（令和6年度）及び今年度（令和7年度）にこの補助金の交付を受けていない。 ⑧申込時に特許庁へ出願が完了している。
補助対象経費	知的財産権の新規取得に要する、出願料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの（特許権に関しては、先行技術調査にかかる経費も対象になります）。 ※消費税、振込手数料、通信費等の間接経費及び更新・譲渡・移転等に係る経費は対象外です。
補助金額	補助対象経費の1/2又は20万円のいずれか低い額（千円未満切捨て）
補助件数	12件程度（予定）
申請時必要書類	①交付申請書（様式）※オンライン申請の場合は不要 ②出願書類及び出願受領書の写し ③経費領収書及び明細書の写し ④税を滞納していないことが確認できる資料 法人：納期限が経過した直近の事業年度に係る法人事業税及び法人住民税の納税証明書の写し 個人：納期限が経過した直近1年分の個人事業税及び個人住民税の納税証明書の写し ⑤区内で1年以上事業を営んでいることが分かる書類 法人：履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行のもの） 個人：税務署の受付印のある開業届または確定申告書等の写し ⑥事業所概要（様式）※オンライン申請の場合は不要 ⑦事業内容が分かる資料（パンフレット等）
補助金ホームページ	「令和7年度世田谷区知的財産権取得支援補助金」 （世田谷区公式ホームページ：目次「仕事、産業」→「産業」内の「事業者・中小企業の支援」からご覧になれます。）
申請方法	ホームページからのオンライン申請または申請時必要書類を下記宛先へ郵送・持参。 ※申請に不備がある場合は、提出いただいた書類を返送させていただくことや、申請をお受けできないことがあります。

【本補助金のお問合せ・提出先】

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階

世田谷区 経済産業部 経済課

TEL:03-3411-6653 FAX:03-3411-6635